

林業死亡労働災害多発警報の期間が延長されました

～ 12月1日から12月末日まで(1ヶ月間延長) ～

1 林業死亡労働災害多発警報の期間延長

道内では、林業における死亡労災が令和5年1月、3月、7月に各々1件発生したことから、令和5年8月18日から同年11月30日までを期間とする「林業死亡労働災害多発警報」が発令されていましたが、さらに8月に1件発生したことから、「警報発令」期間が12月末まで、1ヶ月間延長されました。

本道における月別死亡労災の発生状況

単位：人

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和5年	1		1				1	1					4
累計	1		2				3	4					4
令和4年												1	1
累計												1	1

2 労働災害再発防止対策（継続）

林業における死亡労働災害の多発に歯止めをかけるため、次のことに重点的に取り組めます。

- (1) 始業前点検の実施
 - 機械・器具の安全点検
- (2) 事業者・作業者のリスク管理の徹底
 - リスクアセスメント、KY活動の実践
- (3) 伐木に係る適切な作業手順の遵守
 - 「会合線の一致」「切り残し(ツル)の確認」「クサビの使用」「合図・退避」等
- (4) 適切な「かかり木」処理の徹底
 - 「浴びせ倒し」「元玉伐り」「かかっている木の伐倒」の禁止
- (5) 服装と防護具の装着
 - 「下肢保護衣」「保護帽」「防振手袋」「安全靴」装着の点検

上記に加え、

■ 分会・安全衛生指導員との連携による

- 安全巡回指導の実施
- リスクアセスメントの導入促進、普及定着への働きかけ
- 労働安全衛生改善対策セミナーの開催

を実施いたします。